新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話（243）0541
18年3月5日

所得税、消費税の集団申告について

新潟民商会長　野上昇

会員の皆様、確定申告の準備は進んでいますか？

民商会員でない多くの個人事業者は、朱鷺メッセで何時間も待たされながら、アルバイトの適当な説明に不信感を抱きながらパソコン申告を強制されているそうです。

街角で朱鷺メッセという言葉が聞こえたら民商を教えてあげてください。

会員の皆様は各支部での申告学習会に参加して、役員や事務局員や会員同士のアドバイスを受けながら、自信を持って提出できる会心の申告書類をお持ちのはずです。

毎年2月に税務署の総務課長と、集団申告の進め方の打ち合わせをしておりますが、毎年同じことを聴かれます。

「今の会員数は何人ですか？集団申告には何人くらいの参加になりそうですか？」税務署は民商の会員数に関心を持っているようです。

「例年通り８００人くらいの参加になると思います」と答えると総務課長が面白いことを言っていました。

「去年の集団申告で提出された申告書は１０００通くらいでしたよ。」民商会員が集団で提出した申告書を数えているのですね。

数を数えるためには、他の申告書と分けて『民商箱』に保管しているに違いない。

日程

・三月六日（火）三役会議
・三月一三日（火）重税反対統一行動県中央集会
・三月一九日（月）納税猶予学習会

各支部でお伝えしてきた話のとおり、昨年秋以後の税務調査件数が例年の倍を超えています。しかも、不慣れな見習い調査官が多い。当然のような顔をした『でたらめ』で納税者を困惑させています。無駄な調査は営業妨害！できれば来てほしくない。

反面、『言いがかり』で徴税額を吊り上げようとする人海戦術にとって、大勢で反論してくる民商に係わるのは効率が悪い。税務署にとっても民商には当たりたくないのではないでしょうか。

ライオンは、シマウマの大きな群れを襲うことはありません。群れからはぐれて孤立するのを待っています。

あなたの申告書を民商の群れからはぐれさせないでください。来週3月13日は、毎年恒例の集団申告集会があります。できるだけ多くの方にパレードに参加していただきたいと思いますが、ご高齢や足が不自由等の事情のある方にバスを用意いたします。どうしてもご自身で集団申告に参加できなくても、信頼できる仲間の会員に申告書を託してください。

外敵は孤立と分断を狙っています、群れは大きいほど安心です。私たちは孤立しているすべての中小業者と一緒に大きな群れを作りたいと願っています。

納税の猶予学習会の日程変更のお知らせ

●とき　3月19日（月）昼2時・夜6時半
●場所　民商事務所（説明会後、税務署に申請）

税務署に分納・換価の猶予の申請を希望する人は、事前に役員・事務局にお知らせください。

申告相談会で入会対象を紹介！

駅前支部

駅前支部の申告相談会で税務調査がとても増えているとの話しから、事前通知の１１項目を知っておくことが自らの商売を守る事にとても大切なんだと話が盛り上がりました。その後の雑談の中から飲食店経営の会員さんの下の店に税務調査が入って困っているようだとの話がでました。相談会終了後に訪問して話をしてみると「５年前に店を引き継ぎ申告相談をしにトキメッセへ行ったけれども窓口では親身に相談には乗ってくれず追い返される様な対応をされ、それ以降は気になっていたけれど申告できずにいたら税務調査が来て５年分の税金を遡られ大変な思いをした。それでも息子への代替わりも考えているから頑張らなければ」と話してくれました。又、今年の申告もどうしようか悩んでいたところなので相談に乗って欲しいと入会を決めました。今、自主計算ノートを使って頑張って数字をまとめているところです。

税務調査 事前通知チェック

昨年のお盆を過ぎてから税務調査の件数は１５件に増えました。班会や申告会などの集まりの際、「税務調査事前通知チェック表」が配られています。

チェック表に書かれている１１個の項目をせずに調査をすることは違法です。税務署から連絡が来たときにはチェック表を確認しましょう。

ちょっと待った！その税務調査は違法かも？
最初に下記の１１項目が通知されていない調査は違法調査です。

税務調査 事前通知チェック表 保存版・掲示用

1	税務調査を行なう旨の通知
2	調査日時（都合が悪ければ変更できます）・・・・・チェック欄5に関連
3	調査場所（都合が悪ければ変更できます）・・・・・チェック欄5に関連
4	調査の目的（理由） ① ②
5	調査の対象となる税目（なに税か）
6	調査の対象期間（年分または年度（期））
7	調査の対象となる帳簿書類や物件（具体的に聞き取って記述してください）
8	調査を受ける者（調査対象者）の氏名・名称と住所
9	調査官（担当者）の所属官署と氏名
10	調査日と調査場所は、合理的理由があれば変更を協議するという説明 有・無
11	通知事項以外に非違が疑われる事項は、改めて通知しなくても質問検査できるという説明 有・無

①「今都合がつかないので、日を改めてきてください」ときっぱり断り中に入れない。
②通知することが「調査の適正な遂行に支障」がある場合だけ、無予告調査ができます。事前通知が「支障」になる根拠がなければ違法調査。無予告の理由を聞きましょう。
③まず民商の役員・事務局に電話を入れましょう。

担当役員　連絡先　担当事務局

全商連 新潟民主商工会 TEL243-0141 FAX245-5922

入会のお知らせ

現在新潟民商では、各支部で行われている確定申告の作成会も大詰めを迎えました。

作成会では申告書の作成だけでなく様々な議論が繰り広げられているところもあります。

その中でも消費税１０％への引き上げ、それに伴う「軽減税率」の導入に注目が集まっています。

消費税の増税は業者の営業を苦しめるとともに「軽減税率」により８％で据え置きになるものと１０％になるものと別れているため記帳の際に８％と１０％で分けて書く必要があります。

今年も３月１３日には、３．１３重税反対全国統一行動が開かれます。

身近な業者などに声をかけ増税反対の声を上げていきましょう。

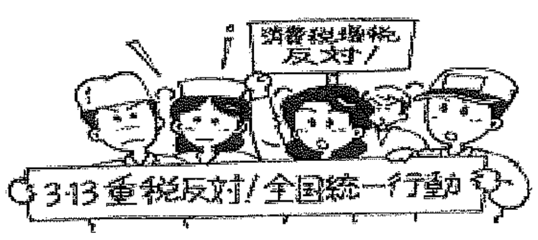

民商は先に書いた活動以外にも申告書の書き方や記帳のことなど、営業をしていて悩んでいる業者の方の相談に乗ります。

税務調査の際には、事務局員や役員の方達による立ち会いもあり、過去に税務調査があった会員から話を聞くこともできるので安心して税務調査に臨めます。

また記帳学習会や税金学習会では、民商の事務局員だけなく他の会員の方も参加されます。

新しく事業を始める方や事業を伸ばしたいという方向けに行政書士の方を講師に招いての講習会を開催し様々な業種の方の話を聞くこともできるため、自分の営業のヒントになります。

学習会以外にも会員同士が交流する機会もあるので普段交流する機会の少ない違う業種の方とも交流することができます。